部長及び参事官　　免許発第４４号
殿　　令和６年３月19日
所　属　長　　５年保存（係）
本　部　長

交通事故等に係る意見の聴取等の期日等の問合せへの適切な対応について（通達乙）

交通事故若しくは道路外致死傷（以下「交通事故等」という。）の被害者又は遺族（以下「被害者等」という。）から当該交通事故等を起こした加害者に対する道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第104条第１項に規定する意見の聴取又は法第104条の２第２項に規定する聴聞（以下「意見の聴取等」という。）の期日、場所その他参考となる事項（以下「意見の聴取等の期日等」という。）について問合せがあった場合の対応については、「交通事故の被害者等による行政処分結果等の問合せへの対応について（通達乙）」（平成31年３月27日免許発第57号）により実施しているところであるが、当該対応について下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　意見の聴取等の期日等の回答

(1)　免許センターに交通事故等の被害者等から直接問合せがあった場合には、免許センターが回答すること。

(2)　当該交通事故等の取り扱った署又は高速隊（以下「署等」という。）に問合せがあった場合には、免許センターに意見の聴取等の期日等を照会の上、当該署等から被害者等に回答すること。

(3)　被害者等からの問合せがあった時点において、意見の聴取等の期日等が決定されていなかった場合には、免許センターと署等との連携を密にし、決定後速やかにいずれかの所属から被害者等に回答すること。

また、署等に被害者等からの問合せがあった時点において、当該交通事故等に係る行政処分書等を送付していない場合には、行政処分書の欄外に「意見の聴取等の期日等の連絡希望、被害者等の連絡先等」を記載して免許センターへ送付するものとする。送付を受けた免許センターでは、意見の聴取等の期日等の連絡希望者リスト等を作成の上、意見の聴取等の期日等が決定した時点で被害者等に確実に連絡するなど、その経過を明らかにしておくこと。

２　意見の聴取等会場での傍聴者の立場等

免許センター又は署等において被害者等からの問合せに対し、意見の聴取等

の期日等について回答する場合は、次のことを申し添えること。

(1)　意見の聴取等の会場においては、聴聞等の秩序維持に関する規則（平成４年国家公安委員会規則第１号）の規定により、意見の聴取等の主宰者等の指示に従うこと。

(2)　意見の聴取等の場において発言することはできないこと。

(3)　意見の聴取等の傍聴席には限りがあること。

(4)　意見の聴取等の期日に加害者が欠席する場合もあり得ること。